

## 国立大学法人滋賀医科大学非識別加工情報をその 事業の用に供して行う提案の審査に関する基準

平成 30 年 2 月 14 日学長裁定  
令和元年 9 月 14 日改 正

国立大学法人滋賀医科大学の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する規程（平成 17 年 4 月 1 日制定。以下「規程」という。）第 48 条第 1 項の規定に基づき、国立大学法人滋賀医科大学（以下「本学」という。）における非識別加工情報をその事業の用に供して行う提案に関する基準について次のとおり定める。

- 1 提案をした者が、次に掲げる各号の欠格事由のいずれにも該当しないこと。（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 59 号。以下「法」という。）第 44 条の 7 第 1 号）
  - イ 未成年者又は精神の機能の障害により本学非識別加工情報等をその用に供して行う事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
  - ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
  - ハ 禁錮以上の刑に処せられ、又は法、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）若しくは行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 58 号。以下「行政機関個人情報保護法」という。）の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して 2 年を経過しない者
  - ニ 法第 44 条の 14 の規定により本学非識別加工情報の利用に関する契約を解除され、その解除の日から起算して 2 年を経過しない者
  - ホ 行政機関個人情報保護法第 44 条の 14 の規定により行政機関個人情報保護法第 2 条第 9 項に規定する行政機関非識別加工情報（同条第 10 項に規定する行政機関非識別加工情報ファイルを構成するものに限る。）の利用に関する契約を解除され、その解除の日から起算して 2 年を経過しない者
  - ヘ 法人その他の団体であって、その役員のうち前各号のいずれかに該当する者があるもの
  - ト その他本学が不相当と認める者
- 2 提案に係る本学非識別加工情報の本人の数が 1,000 人以上であり、かつ、提案に係る個人情報ファイルを構成する保有個人情報の本人の数以下であること。（法第 44 条の 7 第 2 号）
- 3 提案に係る本学非識別加工情報の作成に用いるための加工の方法が、規程第 50 条第 1 項に定める本学における本学非識別加工情報の作成に関する基準に適合するものであること。（法第 44 条の 7 第 3 号）
- 4 提案に係る本学非識別加工情報の利用の目的及び方法その他当該本学非識別加工情報とその用に供される事業の内容が、新たな産業の創出又は活力ある経済社会若しくは豊かな国民生活の実現に資するものであること。（法第 44 条の 7 第 4 号）

- 5 提案に係る本学非識別加工情報を事業の用に供しようとする期間が，その事業並びに提案に係る本学非識別加工情報の利用の目的及び方法からみて必要な期間を超えないものであること。(法第 44 条の 7 第 5 号)
- 6 提案に係る本学非識別加工情報の利用の目的及び方法並びに漏えいの防止その他当該本学非識別加工情報の適切な管理のために講ずる措置が，当該本学非識別加工情報の本人の権利利益を保護するために適切なものであること。(法第 44 条の 7 第 6 号)
- 7 本学が提案に係る本学非識別加工情報を作成する場合に，本学の事務の遂行に著しい支障を及ぼさないものであること。(法第 44 条の 7 第 7 号)

附 則

この基準は，平成 30 年 2 月 14 日から施行する。

附 則

この基準は，令和元年 9 月 14 日から施行する。